

改正

令和元年 5 月 16 日

令和 2 年 4 月 1 日

令和 3 年 8 月 10 日

令和 4 年 9 月 12 日

令和 5 年 9 月 7 日

令和 6 年 8 月 30 日

令和 7 年 9 月 10 日

いわき市女性活躍推進企業認証制度取扱要綱

(目的)

第 1 条 この要綱は、女性の活躍と男女共同参画推進に理解と意欲があり、仕事と家庭の両立に配慮し、男女ともに働きやすい職場環境づくりに積極的に取り組んでいる市内企業等を認証し公表することで、当該企業等が社会的に評価される仕組みをつくることにより、自主的な取組みの促進を図り、市内企業等における女性の活躍推進及び男女共同参画の普及を図ることを目的とする。

(用語の定義)

第 2 条 この要綱において、市内企業等とは、常用雇用従業員数が 300 人以下の市内に本社・支店等を有する事業所、公益法人及び個人事業主のことをいう。

(認証の要件)

第 3 条 市長は、次の各号に掲げる要件の全てを満たす市内企業等をいわき市女性活躍推進企業として認証する。

- (1) 労働基準法（昭和22年法律第49号）、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律（昭和47年法律第113号。以下「男女雇用機会均等法」という。）及び育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成3年法律第76号。以下「育児・介護休業法」という。）の別表に掲げる規定を遵守するため、必要な措置が就業規則等に記載され、取組が行われていること。
- (2) 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成27年法律第64号。以下「女性活

躍推進法」という。)第8条第1項に規定する一般事業主行動計画を策定していること。

(3) 次世代育成支援対策推進法(平成15年法律第120号。以下「次世代法」という。)第12条第1項に規定する一般事業主行動計画を策定していること。

(4) 女性の活躍推進及び従業員の仕事と家庭の両立支援のための、次に掲げる取組を合わせて7以上行われており、かつ、実際の取組の内容が確認できるもの(関係規程、社内報、新聞記事等)を書面で提出できること。ただし、行われている7以上の取組には、イ及びウの取組についてはそれぞれ2以上、エの取組については1以上含まれていること。

ア 育児・介護休業法の育児関係及び介護関係の規定の内容を上回る制度の整備

イ 女性の活躍推進に関する取組

ウ 仕事と家庭の両立支援に関する取組

エ 市が指定する講座の受講

(5) 社会通念上、認証するにふさわしくないと判断される問題を起こしていないこと。

(申請)

第4条 前条の規定による認証を受けようとする市内企業等は、いわき市女性活躍推進企業認証新規申請書(様式1)に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

(1) いわき市女性活躍推進企業認証 必要事項申告書兼同意書(様式2)

(2) いわき市女性活躍推進企業認証新規申請チェックシート(様式3)

(3) その他必要に応じて市長が指定する書類

(更新)

第5条 認証された市内企業等は、認証の更新を行うことができる。

2 認証の更新をしようとするものは、認証期間の末日の属する月の2月前の末日までに更新の申請をしなければならない。

3 前項の規定による申請は、いわき市女性活躍推進企業認証更新申請書(様式4)に次の書類を添えて市長に提出しなければならない。

(1) いわき市女性活躍推進企業認証 必要事項申告書兼同意書(様式2)

(2) いわき市女性活躍推進企業認証更新申請チェックシート(様式5)

(3) その他必要に応じて市長が指定する書類

(更新の要件)

第6条 市長は、第3条各号に掲げる要件の全てを満たす市内企業等をいわき市女性活躍推進企業として認証を更新する。

(審査及び資格の有効期間)

第7条 市長は、第4条及び第5条の申請書を受理したときは、書面審査により、関係法令に基づく諸規程等の整備及び行動計画策定等の状況について確認するとともに、必要に応じ、現地審査により、諸規程の運用状況及び具体的な取組等について確認する。

2 前項の規定による審査により、認証することが適当と認めるときは、市長は、その市内企業等をいわき市女性活躍推進企業として認証を行い、認証書を交付する。

3 認証の有効期間は、認証書の交付を受けた日から、同日から3年を経過した日の属する年度の末日までとする。ただし、更新企業については、前認証の有効期間が終了した翌年度の初日から起算して3年度とする。

(認証の効果)

第8条 認証による効果は、別に定める。

(認証の取消)

第9条 市長は、申請要件を欠くと認めた場合は、認証を取り消すとともに認証書の返還を受けられることができる。

附 則

この要綱は、平成28年9月23日から実施する。

附 則

この要綱は、令和元年6月1日から実施する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から実施する。

附 則

1 この要綱は、令和4年9月12日から実施する。

2 改正後の第7条第3項本文の規定は、令和2年4月1日以後に同条第2項の規定による認証を受けたもの（同条第3項ただし書の更新企業を除く。）について適用する。

附 則

この要綱は、令和5年9月7日から実施する。

附 則

この要綱は、令和6年8月30日から実施する。

附 則

この要綱は、令和7年9月10日から実施する。

別表（第3条、第6条関係）

規定
労働基準法第65条から第67条まで
男女雇用機会均等法第11条
男女雇用機会均等法第11条の3
男女雇用機会均等法第12条及び第13条
育児・介護休業法第5条から第9条の6まで
育児・介護休業法第16条の2及び第16条の3
育児・介護休業法第16条の8
育児・介護休業法第17条
育児・介護休業法第19条
育児・介護休業法第23条第1項及び第2項
育児・介護休業法第11条から第15条まで
育児・介護休業法第16条の5及び第16条の6
育児・介護休業法第16条の9
育児・介護休業法第18条
育児・介護休業法第20条
育児・介護休業法第23条第3項